

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月20日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契約課)

記

品名	浄化センター用次亜塩素酸ナトリウム（1kgあたり）		
納品場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
物品概要及び条件	低食塩次亜塩素酸ナトリウム		
予定価格	¥68.20/kg (税込)	最低制限価格	無
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②毒物劇物一般販売業登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 提出場所 宇治市役所 3階 契約課 見積箱 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月11日(水) 午前 11時 00分 まで 場所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 参加表明書、見積書及び毒物劇物一般販売業登録票の写しは同一の封筒に封入し、その封筒には、案件名、商号又は名称を記載してください。 見積書は、契約課カウンターにある見積箱に投函してください。 封筒のサイズは見積箱の投函口（130mm）に入るものとしてください（長形3号封筒など）。 別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

◆本件は単価契約です。予定価格は1kgあたりの金額です。見積書には、1kgあたりの金額を記入してください。

◆本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和8年2月20日（金）午前9時から

令和8年2月26日（木）午後5時まで

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

浄化センター用次亜塩素酸ナトリウム（1kgあたり）仕様書

（摘要）

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターが発注する次亜塩素酸ナトリウム（東宇治浄化センター納入）の契約において適用する。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は下記のとおりとする。
契約日 から 令和9年3月31日 まで

（規格等）

第3条 受注者は次の規格・仕様を満たす次亜塩素酸ナトリウムを納品するものとする。
規格・仕様 有効塩素濃度12%以上
塩化ナトリウム濃度4%以下

（納入数量）

第4条 納入予定数量は、期間内で92,000kg程度とする。
1回あたりの納入数量は3,000リットル程度、納入頻度は1か月2回から3回程度を予定している。ただし、発注者の都合により納入量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

（納品場所）

第5条 受注者は、指定の日時に以下の場所に次亜塩素酸ナトリウムを納品するものとする。
場 所 宇治市木幡北島10番地
名 称 東宇治浄化センター

（搬入、数量等の確認）

第6条 納入は、東宇治浄化センター担当者の立会のもと、納入場所、数量確認等を行うこと。なお、各納入場所の受け入れ口について、事前に管径・口形状などを確認した上、納入中の漏れなどがないように対処すること。

（支払方法等）

第7条 本契約に関する支払方法は、月ごとに請求するものとし、当該月の納入合計数量について請求を行うものとする。

（関係法令の遵守）

第8条 受注者は、物品の納品にあたり関連する諸法規、その他諸法令を遵守すると共に、諸法令の運用摘要は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(公害の防止)

第9条 受注者は、近隣の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。

(施設の保全)

第10条 受注者は、既設構造物を汚染し又は、これらに損害を与えたときは、受注者の責任と負担において復旧しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第11条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が実施しなければならない。

(納品及び作業に関すること)

第12条 受注者は、以下の各号により納品するものとする。

- ① 薬品は、発注者より指定された日時に納品するものとする。
- ② 薬品の納入量は、その都度連絡するものとする。
- ③ 納入時に計量証明書と製品分析報告書を提出することとする。
- ④ 薬品は、タンクローリで納入するものとする。
- ⑤ 薬品は、担当者の指示により、指定されたタンクに納入するものとする。

(その他)

第13条 受注者は契約時に下記の書類を提出することとする。

安全対策手順書

安全データシート (SDS)

2. この仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。
3. 事前に搬入場所等の確認を希望する場合は、事前に契約課に連絡すること。